

令和 7 年

目 黒 区 教 育 委 員 会

第 8 回 定 例 会 会 議 錄

(令和 7 年 3 月 4 日開催)

第8回目黒区教育委員会定例会会議録

開催年月日 令和7年3月4日

開催場所 教育委員会室

出席委員	教育委員会教育長	関根義孝
	教育委員会教育長職務代行者	片山覚
	教育委員会委員	若井田正文
	教育委員会委員	松村眞理子
	教育委員会委員	高橋智佳子

出席職員	教育次長	樋本達司
	教育政策課長	高橋直人
	学校統合推進課長	西原昌典
	学校運営課長	関真徳
	学校I C T課長	藤原康宏
	学校施設計画課長	岡英雄
	教育指導課長	寺尾千英
	教育支援課長	末木顕子
	統括指導主事	鈴木将大
	統括指導主事	佐藤泰之
	生涯学習課長	斎藤洋介
	八雲中央図書館長	坂本祐樹

書記	小見哲一
	松園拓人

(議事日程)

- 日程第 1 議案第 16 号 目黒区公立幼稚園教育管理職の任命について
- 日程第 2 議案第 17 号 特別支援教育推進計画（第五次）の策定について
- 日程第 3 議案第 18 号 目黒区教育財産管理規則の一部を改正する規則
- 日程第 4 議案第 19 号 目黒区立学校の管理運営に関する規則の一部を
改正する規則
- 日程第 5 議案第 20 号 目黒区立社会教育館条例施行規則の一部を改正
する規則
- 日程第 6 議案第 21 号 目黒区緑が丘文化会館条例施行規則の一部を改
正する規則
- 日程第 7 議案第 22 号 目黒区立社会教育館処務規則の一部を改正する
規則
- 日程第 8 議案第 23 号 目黒区緑が丘文化会館処務規則の一部を改正す
る規則
- 日程第 9 議案第 24 号 目黒区青少年プラザ条例施行規則を廃止する規
則
- 日程第 10 議案第 25 号 目黒区青少年プラザ処務規則を廃止する規則
- 日程第 11 議案第 26 号 目黒区教育委員会公印規則の一部を改正する規
則
- 日程第 12 報告事項 令和 7 年第 1 回区議会定例会代表質問・一般質問
の答弁（要旨）について
- 日程第 13 報告事項 令和 7 年度児童生徒数・学級数の推計について

(午前9時30分開会)

○教育長 令和7年第8回目墨区教育委員会定例会を開会します。本日の欠席委員、欠席職員はいません。署名委員は高橋委員です。
議題に入りますが、日程第1は人事に関する案件ですので、墨区教育委員会会議規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、会議を非公開にすることについて発議します。
それでは、同条第2項の規定に基づき、討論を行うことなしに、直ちに可否を諮ります。非公開とすることに賛成の委員の挙手を願います。

(全員挙手)

○教育長 それでは、日程第1は非公開により審議することとします。
なお、審議は関係者のみで行うこととするため、関係者以外の職員は退室してください。

(午前9時31分から午前9時34分まで 非公開会議)

○教育長 ここからは会議を公開とします。退出していた職員はお入りください。
次に日程第2を議題とします。

(日程第2 議案第17号 特別支援教育推進計画（第五次）の策定について)

○教育支援課長 (資料により説明)
○教育長 この件についてご質問等はありますか。
特にないようですので、採決を行います。
本案に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

○教育長 全員賛成ですので、議案第17号は原案どおり可決します。
次に、日程第3を議題とします。

(日程第3 議案第18号 目黒区教育財産管理規則の一部を改正する規則)

- 教育政策課長 (資料により説明)
○教育長 この件についてご質問等はありますか。
特にないようですので、採決を行います。
本案に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

- 教育長 全員賛成ですので、議案第18号は原案どおり可決します。
次に、日程第4を議題とします。

(日程第4 議案第19号 目黒区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則)

- 教育指導課長 (資料により説明)
○教育長 この件についてご質問等はありますか。
○委員 目黒区は2学期制を採用していると思いますが、この資料には1学期、2学期、3学期という区分があります。目黒区が実施している2学期制は、規則上は3学期に分けているところを、運用で2学期にしているのでしょうか。
○教育指導課長 規則の第2章の小学校及び中学校と第3章の幼稚園及びこども園で規定が異なります。小・中学校は2学期制としていますが、幼稚園及びこども園は3学期制としており、校種によって異なります。
○委員 この第35条はどの校種に対応する条文ですか。
○教育指導課長 幼稚園及びこども園についての条文です。
○委員 小・中学校の夏休みを8月31日まで延長するという規則改正は既に行われたのでしょうか。
○教育指導課長 10月の教育委員会において、夏季休業期間の終期をこれまでの8月24日から8月31日に変更することについて報告しました。前回の報告から時間が経ってしまいましたが、今回の規則改正により、来年度から夏季休業期間が延長されることになります。
○教育長 目黒区立学校の管理運営に関する規則の中で、小・中学校の

学期について定めた条項を読み上げてください。

○教育指導課長 第3条、学校教育法施行令第29条の規定に基づく学期は、次のとおりとする。前期、4月1日から10月の第2月曜日前の直近の金曜日まで、後期、10月の第2月曜日前の直近の土曜日から3月31日まで、となっています。

○教育長 以前も述べましたが、新旧対照表は変更点のみをピックアップしているため、全体像を理解しづらいことがあります。役所の作法としてはこれで正しいのですが、一般的には分かりにくいため、全課長は、全体像の説明を行ったうえで新旧対照表に入していくよう、今後注意していただきたいと思います。

○教育長 その他ご質問等はありますか。
特ないようですので、採決を行います。
本案に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

○教育長 全員賛成ですので、議案第19号は原案どおり可決します。
次に、日程第5から日程第8までは、いずれも公の施設の貸室機能を集約して新たにコミュニティルームとして設置及び管理を行うことに関する内容ですので、一括して議題とします。
なお、質疑と採決については個別に行うこととします。

(日程第5 議案第20号 目黒区立社会教育館条例施行規則の一部を改正する規則)

(日程第6 議案第21号 目黒区緑が丘文化会館条例施行規則の一部を改正する規則)

(日程第7 議案第22号 目黒区立社会教育館処務規則の一部を改正する規則)

(日程第8 議案第23号 目黒区緑が丘文化会館処務規則の一部を改正する規則)

○生涯学習課長 (資料により説明)

○教育長 まず日程第5について、ご質問等はありますか。
特ないようですので、採決を行います。
本案に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

○教育長 全員賛成ですので、議案第20号は原案どおり可決します。
次に日程第6について、ご質問等はありますか。
特にないようですので、採決を行います。
本案に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

○教育長 全員賛成ですので、議案第21号は原案どおり可決します。
次に日程第7について、ご質問等はありますか。
特にないようですので、採決を行います。
本案に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

○教育長 全員賛成ですので、議案第22号は原案どおり可決します。
次に日程第8について、ご質問等はありますか。
特にないようですので、採決を行います。
本案に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

○教育長 全員賛成ですので、議案第23号は原案どおり可決します。
次に、日程第9及び第10については、いずれも青少年プラザ廃止に関する内容ですので、一括して議題とします。なお、質疑と採決については個別に行うこととします。

(日程第9 議案第24号 目黒区青少年プラザ条例施行規則を廃止する規則)

(日程第10 議案第25号 目黒区青少年プラザ処務規則を廃止する規則)

○生涯学習課長 (資料により説明)

○教育長 まず日程第9について、ご質問等はありますか。
特にないようですので、採決を行います。
本案に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

○教育長 全員賛成ですので、議案第24号は原案どおり可決します。
次に日程第10について、ご質問等はありますか。
特にないようですので、採決を行います。
本案に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

○教育長 全員賛成ですので、議案第25号は原案どおり可決します。
次に、日程第11を議題とします。

(日程第11 議案第26号 目黒区教育委員会公印規則の一部を改正する規則)

○生涯学習課長 (資料により説明)
○教育長 この件についてご質問等はありますか。
特にないようですので、採決を行います。
本案に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

○教育長 全員賛成ですので、議案第26号は原案どおり可決します。
次に、日程第12を議題とします。

(日程第12 令和7年第1回区議会定例会代表質問・一般質問の答弁（要旨）について（報告事項）)

○教育政策課長 (資料により説明)
○教育長 この件についてご質問等はありますか。
○委員 I C T機器と視力の関係についての再質問の中で、20分に一度は遠くの景色を見ようなど、様々な使用ルールを示していると答弁されています。学習用情報端末を多用することによる視力の低下については私も心配なのですが、授業で利用する場合には、20分に1回遠くを見ることは難しいのではないかと

も思います。このルールは学校の授業の中でどの程度徹底されているのでしょうか。

○教育指導課長 学習用情報端末を使用する授業では、個人の作業の時間やグループで話し合う時間など、様々な展開をつくっています。文部科学省の資料の中にもありますが、学習用情報端末を授業中ずっと見続けるということはありません。むしろ家庭に持ち帰った際の使用方法について注意喚起が必要なのではないかという認識を学校現場、教育指導課とも共有しているところです。

しかし、全ての家庭で子どもたちを常に見守り、「20分だったよ」というような声かけを保護者が行うことはできないため、画面を見続けることは体に負担がかかるということを、子どもたち自身に指導していくことが必要であると考えています。

○委員 学校では長時間画面を見続けることはないため、むしろ家庭の方が心配だというのはご指摘のとおりだと思いますが、20分に1回程度は画面を見るのをやめ、遠くを見たほうが良いということを身に付けさせるためには、学校の授業の中で指導を行い、習慣化させることが必要なのではないかと思います。子どもたちの視力低下に注意するとともに、習慣化させるという意味で、学校の授業でも20分に1回程度は画面を見るのをやめ、遠くを見るということを徹底していただければと思います。

○教育指導課長 子どもたちへの声かけは重要であると考えています。また、答弁の中にもありましたが、配信されている授業の様子を別室で見ている児童・生徒もいるため、教員は声かけの仕方を考えていく必要があると改めて感じました。引き続き、学校に指導・助言していきます。

○教育長 その他ご質問等はありますか。

特になくないので、この報告を受けました。

次に、日程第13を議題とします。

(日程第13 令和7年度児童生徒数・学級数の推計について(報告事項))

○学校運営課長 (資料により説明)

○教育長 この件についてご質問等はありますか。

特になくないので、この報告を受けました。

○教育長 その他なにかありますか。

特にないようですので、以上で本日の定例会を閉会します。

(午前10時19分閉会)